

令和7年度

豊川市

全年齢
対象!

自転車乗車用ヘルメット 着用促進補助金!

申請期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

※予算状況等により期限前に締め切れる場合があります。購入後速やかに申請ねがいます

対象となる方

- 1 市内に住民登録があり、居住している方
※18歳までの児童生徒等は保護者を申請者とします
- 2 令和7年4月1日以降にヘルメットを購入された方
※対象者1人につき1個限り。過去に補助を受けた方を除く



対象となるヘルメット

- 1 安全基準に適合した**新品**の自転車乗車用ヘルメット
安全基準認証マーク：SG、JCF、CE（EN1078）、GS、CPSC
- 2 対象者の個人用に使用されるヘルメット

補助金額

自転車乗車用ヘルメットの購入に要した費用の2分の1、上限2,000円

※ポイント利用、値引き、送料等は対象外

（補助例）

- ①本人支払額が3,850円の場合
 $3,850円 \times 1/2 = 1,925円 \Rightarrow 1,900円$
個人負担額は 1,950円 となります。
- ②本人支払額が4,400円で、300円分のポイント利用がある場合
 $(4,400円 - 300円) \times 1/2 = 2,050円 \Rightarrow 2,000円$ （補助上限）
個人負担額はポイント分を含め 2,400円 となります。



購入の仕方

市内の販売店、インターネット店舗等で「安全基準に適合した新品の自転車乗車用ヘルメット（認証マーク付き）」を購入し、領収証（児童生徒等の保護者名又は本人名、領収日、領収金額、購入先、ヘルメットメーカー及び型番が記載されたもの）をもらってください。

詳しい購入方法や申請方法は、裏面を見てください

【お問い合わせ先】

豊川市役所 人権生活安全課交通安全防犯係 電話 0533-89-2149
窓口対応 月曜から金曜 8:30~17:15（年末年始、祝日を除く）



補助金の申請から交付まで

市内の販売店、インターネット店舗等で **新品** の自転車乗車用ヘルメットを購入します。あわせて領収証をもらいます。

注意

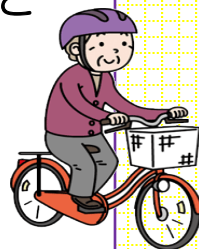
- 令和7年4月1日以降に購入したヘルメットであること
- 領収証に下記が記載されていること

**児童生徒等の保護者名又は本人名、領収日
領収金額、購入先、ヘルメットメーカー、型番**

- ヘルメットが安全基準を満たした
「**認証マーク付き**」であること

安全基準認証マーク：SG、JCF、CE (EN1078)、GS、CPSC

※記載がない場合は、補助対象ヘルメットであることがわかる購入明細等を領収書と併せて持参してください。



補助金交付申請書等を人権生活安全課へ3月31日までに提出します

※予算状況等により期限前に締め切る場合があります。購入後速やかに申請ねがいます

【申請に必要な書類】

- ①豊川市自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金交付

申請書兼請求書（様式第1号）

※18歳までの児童生徒等のヘルメットは保護者が申請してください

※様式は豊川市人権生活安全課のホームページに掲載してあります。

- ②販売店等が発行した領収証の写し

※領収証にメーカー、型番の記載があること

記載がない場合は購入明細等の写しを併せて提出



- ③ヘルメット着用者の身分証明書 **※提示してください**

例）マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証等



- ④申請者の振込先口座がわかる通帳、キャッシュカード等 **※提示してください**

郵送等または、市内4支所（一宮、音羽、御津、小坂井）でも提出できます。

その場合は③④の写しも併せて提出してください（支所ではコピーはできません）。

申請書類を審査後、申請書記載の住所に交付決定通知書を郵送します

交付決定通知書が郵送で到着します

補助金が指定口座に振り込まれます



豊川市 ヘルメット 補助



HPはこちらから

この補助金の一部は、「愛知県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金」を受けています